



市庁舎の自動販売機設置のための建物
貸付に関する入札を実施します。

令和5年2月16日

<問い合わせ先>

担当：行政管理課管財係 八巻

直通電話：0248-88-9122

Eメール：gyousei@city.sukagawa.fukushima.jp

報道機関各位

須賀川市では、市民サービスの向上と公有財産の有効活用を目的として、市庁舎1階及び2階部分への自動販売機設置のための建物貸付に関する入札を行います。

つきましては、入札参加者を広く募集していますので、記事の掲載をお願いします。

記

- 1 件 名 自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付け
- 2 入札日時 令和5年3月6日(月)午後3時
- 3 入札場所 須賀川市役所2階 会議室203(須賀川市八幡町135番地)
- 4 入札参加申請受付期間 令和5年2月15日(水)～令和5年2月27日(月)
- 5 貸付場所等詳細

市役所1階及び2階の各1台。その他詳細については、別紙公告文及び仕様書、物件調書のとおり

須賀川市公告第 8 号

次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和 5 年 2 月 1 5 日

須賀川市長 橋本克也

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 件名 自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付け

(2) 貸付場所等

入札 番号	施設等名称 (所在地)	販売品目	貸付場所	貸付面積 (設置台数)	備考
1	市本庁舎 須賀川市八幡町 135番地	水、茶、清涼 飲料水等飲料 (ペットボトル・缶)	1階東側 物件調書 のとおり	1.318㎡ (1台) 回収ボックススペース含む	
			2階東側 物件調書 のとおり	1.224㎡ (1台) 回収ボックススペース含む	

(3) 貸付期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) その他 詳細は仕様書のとおり

2 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 須賀川市役所 2 階 会議室 203 (須賀川市八幡町 135 番地)

(2) 入札日時 令和 5 年 3 月 6 日 (月) 午後 3 時

※ 郵便等による入札は認めない。

3 入札に参加する者に必要な資格は、次の各項に掲げるとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 法人格を有する団体又は個人で、市税等の滞納がないこと。

(3) 自動販売機 (1 (2) の販売品目) の設置業務について、3 年以上の管理及び運営の実績を有していること。

(4) 須賀川市の締結する契約等に係る暴力団等排除措置要綱第 3 条第 1 項各号に規定する者でないこと。

(5) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

(6) 県内に本店又は営業所 (支店) を有する者であること。

4 入札参加の申込み

入札参加希望者は、本公告中、3に掲げる資格基準について、5(4)に掲げる入札参加申請書等を市長に提出し、当該貸付契約に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。(申請書等は、本市ホームページからダウンロードすること。)

5 申請書等の受付

(1) 期間 令和5年2月15日(水)から令和5年2月27日(月)まで(須賀川市の休日
を定める条例(平成元年須賀川市条例第17号)第1条に規定する市の休日(以下「市の
休日」という。)を除く。)

(2) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 場所 須賀川市総務部行政管理課において行う。(郵送等の取扱いは行わない。)

(4) 提出書類

ア 入札参加申請書(第1号様式)

イ 誓約書(第2号様式)

ウ 会社・法人履歴事項全部証明書若しくは身分証明書又はその写し(証明年月日は申
請日から遡って3ヶ月以内のもの)

(ア) 法人格を有する団体の場合は、会社・法人履歴事項全部証明書又はその写し

(イ) 個人の場合は、市区町村役場で発行された身分証明書又はその写し

エ 申請者の納税証明書(直前2年分)又はその写し(証明年月日は申請日から遡って
3ヶ月以内のもの)

(ア) 住所所在地及び須賀川市の市区町村税

a 法人市区町村民税又は個人市区町村民税

b 固定資産税及び都市計画税(住所所在地及び須賀川市に納税義務のある場合)

c 軽自動車税(住所所在地及び須賀川市に納税義務のある場合)

d 国民健康保険税(住所所在地及び須賀川市に納税義務のある場合)

(イ) 国税

a 法人税又は申告所得税

b 消費税及び地方消費税

オ 自動販売機設置状況報告書(第3号様式)と3年分の設置実績を証明する次のい
ずれかの書類

(ア) 行政財産目的外使用許可書の写し

(イ) 行政財産又は普通財産の貸付けに係る契約書の写し

(ウ) 土地所有者等と交わした自動販売機の設置に係る契約書の写し

(写しの提出に当たっては、土地所有者等の了承を得ること)

(エ) 土地所有者等が発行する自動販売機の設置証明書(任意様式)

カ 設置を希望する自動販売機のカatalog等

6 確認結果の通知

入札参加資格の確認は、本公告中5(4)に定める提出書類により行うものとし、その結
果は入札参加資格確認通知書(第4号様式)により、令和5年3月1日(水)までに通知
する。

7 仕様書等に対する質疑応答

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、仕様等質問書(第5号様式)を令和5年2月

15日（水）から令和5年2月21日（火）まで（市の休日を除く。）に総務部行政管理課に持参により提出するものとする。（郵送、ファクシミリ等の取扱いは行わない。）

(2) 質問に対する回答は、令和5年2月24日（金）までに須賀川市ホームページに掲載するものとする。

8 入札書に記載する金額

貸付期間3年間の賃借料の総額を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札の中止等

公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

10 入札の無効

この公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

11 落札者の決定等

(1) 落札者は、予定価格以上の価格をもって入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(2) 入札回数は、2回を限度とする。ただし、再度入札を執行しても落札者がない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることがある。（見積書の提出は2回を限度とする。）

12 契約締結及び契約書の作成

(1) 落札者は、公有財産貸付等申込書（第6号様式）を提出の上、市と定期建物賃貸借契約を締結するものとする。

(2) 契約の締結は、落札者の決定後、14日以内に行われなければならない。

(3) 落札決定から契約締結までの間に、落札者が、次の要件のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア 本公告中、3に掲げる資格のうち、(1)、(4)又は(5)のいずれかの要件を満たさなくなったとき。

イ 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。

(4) 前項の規定により契約を締結しなかった場合には、市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 落札者が14日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効となる。

13 入札に関する注意事項

(1) 入札書及び委任状には、件名・貸付場所等を記載すること。

(2) 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。

(3) その他必要な事項は、須賀川市契約規則、須賀川市公有財産への自動販売機の設置

に対する貸付基準のとおりとする。

1 4 その他

不明な点については、以下に問い合わせること。

須賀川市行政管理課管財係

電話番号 0248(88)9122 F A X 0248(75)2978

須賀川市役所ホームページ

U R L <http://www.city.sukagawa.fukushima.jp/>

E-MAIL gyousei@city.sukagawa.fukushima.jp

自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付仕様書

1 件名

自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付

2 貸付場所等

入札 番号	施設等名称 (所在地)	販売品目	貸付場所	貸付面積 (設置台数)	備考
1	市本庁舎 須賀川市八幡町 135番地	水、茶、清涼 飲料水等飲料 (ペットボトル・缶)	1階東側	1.318㎡ (1台) 回収ボックススペース含む	
			2階東側	1.224㎡ (1台) 回収ボックススペース含む	

3 貸付期間

貸付期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とする。なお、契約の更新は行わないものとする。

4 賃貸料

落札者が入札した金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。また、入札書に記載する金額は、3年間の賃借料の総額を記載することとする。

5 賃貸料の納入

賃貸料は市の会計年度ごとに徴収する。

毎年度4月30日までに市が発行する納入通知書等により納入することとする。

なお、市が納入期限を別途指定する場合はこの限りではない。

6 設置する自動販売機及び管理運営

自動販売機とその管理運営は次のとおりとする。

(1) 大きさ

土台、転倒防止板及び放熱スペースを含めて、貸付場所等に係る表中の貸付面積の範囲内とし、高さは2メートル以内とすること。

なお、貸付面積には、使用済容器回収ボックスの設置面積を含めるものとする。

(2) 環境対策

ア 省エネ

「照明の自働点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」等、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

イ フロン不使用

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

(3) 販売品目

貸付場所等に係る表中の販売品目についての詳細は、下表のとおりとする。なお、実際に販売する商品の種類については、事前に市と相談の上決定すること。

販売品目	仕様内容
水、茶、清涼飲料水 等飲料 (ペットボトル・缶)	密閉型容器(ペットボトル又は缶)に入ったお茶、水、炭酸飲料、 コーヒー、紅茶、ジュース類を販売すること。 ただし、酒類の販売は行わないこと。

(4) 販売価格

メーカー希望小売価格以下とすること。

(5) 商品の品質管理

消費期限の確認など、安定した高品質な商品を提供するするとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

(6) 安全対策

ア 転倒防止

「自動販売機の据付基準」(JIS規格)を遵守した措置を講じ、転倒による事故を防止すること。

イ 食品衛生

食品衛生法に基づく営業許可等が必要となる自動販売機の設置については、設置者の責任において行うこと。

(7) 使用済み容器の処理

回収ボックス(ごみ袋付き)を設置し、適切に回収・リサイクルすること。

なお、原則として、販売する飲料の容器(ペットボトル・缶等)の種類ごとに回収ボックスを準備すること。

(8) 費用負担

ア 費用の負担

自動販売機の設置、管理運営及び撤去に要する一切の費用を負担すること。

イ 子メーターの設置

自動販売機に係る電気量等を計測するため、計測器を設置すること。

ウ 光熱水費の納入

自動販売機の稼動に必要な光熱水費は、市が発行する納付書等により市へ納入すること。

(9) 売上報告書の提出

売上状況を年度ごとに取りまとめ、翌年度の4月20日までに、市に対し売上状況の報告を行うこと。

ただし、必要に応じ、不定期で報告を求めた場合は、指定された期限までに報告を行うこと。

(10) 適正な自動販売機の維持管理、故障対応

商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣り銭の補充、自動販売機の内部及び外部の清掃、機械の保守を随時行い、適正な維持管理を行うこと。

自動販売機には、故障時等の連絡先を明記し、故障、問合せ及び苦情については、即時対応すること。

(11) 自動販売機設置に伴う事故

市の責めに帰する事由による場合を除き、その責めを負うこと。

(12) 商品等の盗難及び破損

市の責めに帰することが明らかな場合を除き、市はその責めを負わない。

商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの責任により速やかに復旧すること。

7 貸付場所の返還

契約の満了等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復し契約満了日までに返還すること。

ただし、市が認めた場合は、原状に回復する必要はない。

8 その他

(1) 契約の解除

ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第5項又は同法第238条の5第4項に基づく解除

市は、貸付期間中、国又は地方公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたとき、直ちに契約を解除することができるものとする。

イ 書面による申し出に基づく契約の解除

市は、市又は設置事業者から解除しようとする日の6か月前までに、書面による解除の申出があった場合は、契約を解除することができるものとする。

(2) 契約の解除に伴う損害賠償の請求について

設置事業者は、(1)により契約を解除された場合において、損害が生じた場合であっても、その補償を請求しないものとする。

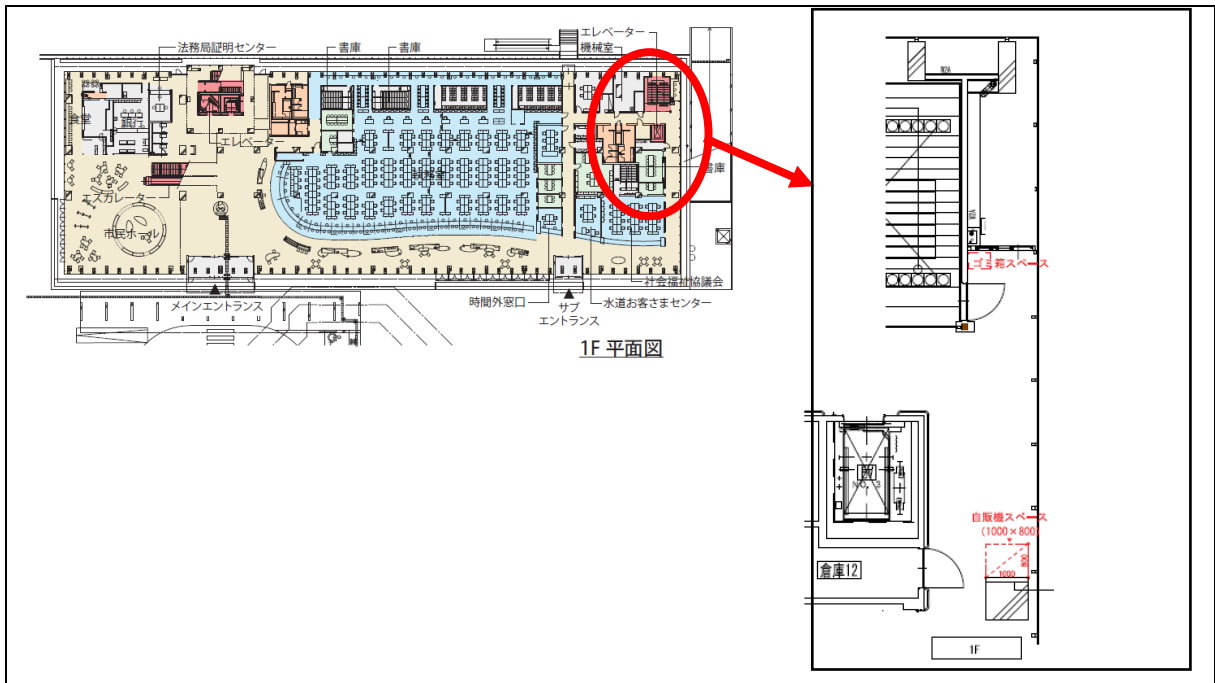
物件調査

1 物件概要

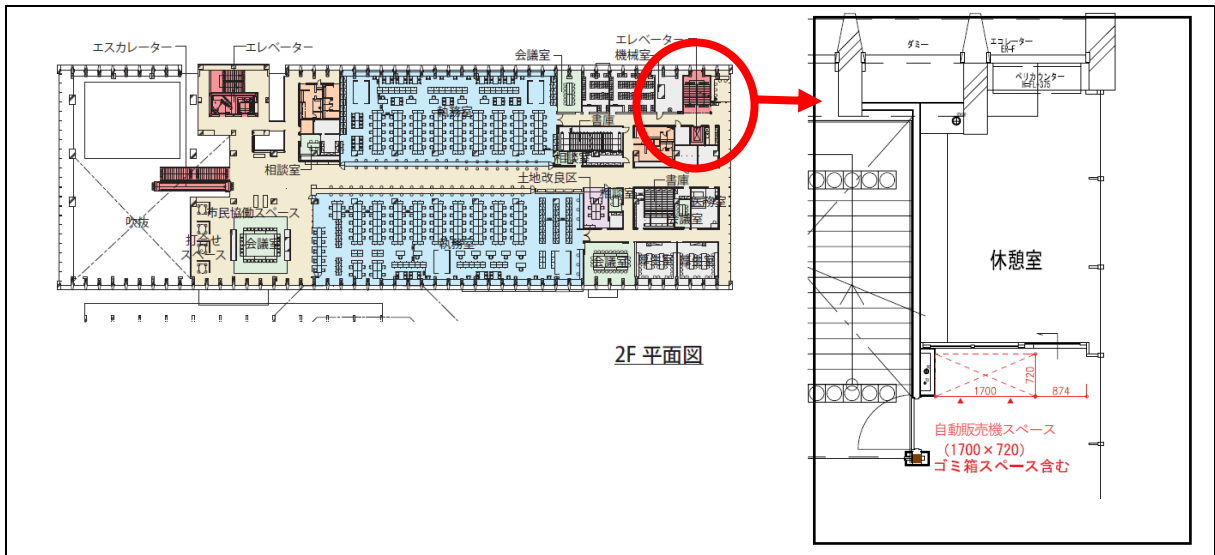
入札番号	施設等名称 (所在地)	販売品目	貸付場所	貸付面積 (設置台数)	備考
1	市本庁舎 須賀川市八幡町135番地	水、茶、清涼飲料水等飲料 (ペットボトル・缶)	1階東側	1.318㎡(1台) 1000mm×800mm (自販機スペース) 740mm×700mm (回収ボックススペース)	
			2階東側	1.224㎡(1台) 1700mm×720mm 回収ボックススペース含む	

2 自動販売機設置場所詳細

1 階部



2 階部



3 施設に係る特記事項

定例休庁日	休庁日：土・日・祝日・12/29～1/3
開庁時間	平日：8:00～20:00（2階の一般来庁者立入可能時間は8:30～17:30） 土・日・祝日：8:00～18:00（2階は立入不可）
その他注意事項	1階西側区域に売店を設置 1階、2階、3階、4階東側に自動販売機を設置 （1階、4階の配置箇所は相談室隣）